

日 月 送 受 號 番 先 議 合		欄 號 省 生 厚	
第	第	第	第
號	號	號	號
送	送	送	送
受	受	受	受
月	月	月	月
日	日	日	日



甲乙ノ簿別
6

案 起	昭 和 十 九 年 七 月 十 一 日
局 課	主 査 官 官 官
受 付	主 査 官 官 官
行 施	主 査 官 官 官
月 第	七 月 十 一 日
日 號	七 月 十 一 日
送 入	七 月 十 一 日
月	七 月
日	十 一 日

判 決
七 月 十 一 日
合 校
七 月 十 一 日

高 早 務 官
持 登 施 行 由 在

196

木 臣 總 務 課 長 官
次 官
年 月 日
案
運 輸 通 信 次 官 免
國 家 總 動 員 法 二 基 上 船 員 動 員 令
制 定 二 関 大 凡 件

日 月 送 送 受 號 番 光 議 合	
第 號 送 受	第 號 送 受
月 月	月 月
日 日	日 日
六月二十七日	海總第五回
照會	係此標記一件
意見	在記一通及回答候
光	關スル當有

六月二十七日
 海總第五回
 照會
 係此標記一件
 意見
 在記一通及回答候
 光
 關スル當有

大日本帝國政府

一、船員勅令案要綱ニ關スルモノ

(一) 醫療關係者ノ徵用ニ付テハ醫療關係者徵用令ニ依リ一元的ニ實施スルヲ以テ本令ヨリハ之ヲ除外スルコトトシ要綱第一中「第四條ノ規定ニ基ク帝國臣民タル船員」ノ下ニ「(醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者ヲ除ク)」ヲ加フルコト

(二) 船員職業能力申告令ニ依ル船員ニ對スル國民徵用令ニ依ル徵用ト本令ニ依ル徵用トノ調整ニ付テハ行政措置ニ依リ之ヲ行フコトトシ要綱第三第二~~次~~中「~~並ニ~~軍需會社法及國民徵用令ニ依ル被徵用者」ヲ削ルコト

(三) 要綱第十七ニ依ル衛生施設ノ管理ニ付テハ管理ノ内容ガ左ノ條件ヲ異有スルニ於テハ差支ナキコト

(イ) 一般醫療機關並ニ防空救護機關トシテノ機能ヲ排除セザルモノナルコト
(ロ) 一般醫療機關並ニ防空救護機關トシテ受クベキ厚生大臣又ハ地方長官ノ命令其ノ他監督上必要ナル處分ヲ排除セザルモノナルコト

裏面白紙

大日本帝國政府

三 船員職業能力申告令改正案要綱ニ關スルモノ
醫務關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者ニ付テハ本令ハ之ヲ適用セ
ザルコトトシ要綱第八中「船員勳賞令ノ規定ニ依リ徵用中ノ者」ノ下ニ「並ニ
醫務關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者」ヲ加フルコト

裏面白紙



822
7

大日本帝國政府

衛發第七〇〇號

昭和十九年七月八日

厚生大臣官房總務課長 殿

厚生省衛生局長



船員動員令案要綱ニ對スル意見

標記ノ件ニ關スル當局關係意見左ノ通提出候條可然御取計相成度

記

一 醫療關係者ノ徵用ニ付テハ別途醫療關係者徵用令ニ依リ實施ス
ルヲ以テ本令ヨリハ之ヲ除外スルコト

裏面白紙

大日本帝國政府

二 衛生施設ノ管理ニ付テハ管理ノ内容カ左ノ條件ヲ具有スルニ於テハ差支ナキコト

(イ) 一般醫療機關竝ニ防空救護機關トシテノ機能ヲ排除セザルモノナルコト

(ロ) 一般醫療關竝ニ防空救護機關トシテ受クベキ厚生大臣又ハ地方長官ノ命令其ノ他監督上ニ要ナル處分ヲ排除セザルモノナルコト

船員職業能力申告令改正案要綱ニ對スル意見

一 醫療關係職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者ニ付テハ本令ハ之ヲ適用セザルコト

裏面白紙

速達

海軍第五四二號

昭和十九年六月二十七日

運輸通信大臣 五島慶太

供覽

厚生大臣 小泉 親

勸業局長

勸業主任課長 理事官

事務官

國家總動員法ニ基テ船員勸員令制定ニ關スル件

豫テ貴省關係局課ト打合セ置キタル別紙要綱ニ基キ船員勸員令制定
致度就テハ別紙案ノ通國家總動員審議會ニ對シ諮問致シ度此段得
貴意候

退而本令ハ緊急施行ヲ要スルモノニ有之七月三日迄ニ諮問手續取
運ビ度ニ付至急御回答相煩度

衛生局長 事務課長

裏面白紙



昭和十九年 月 日

國家總動員會議總長
東 條 英 機 殿

別紙船員勳員令案並船員職業能力申告令及船員使用等統制令改正案
要領ニ對シ貴會ノ意見ヲ請フ

內閣總理大臣 東 五郎
運輸大臣 安 藤 高 橋
陸軍大臣 東 條 英 機
海軍大臣 小 泉 大 將
農林大臣 廣 田 貞 毅
商工大臣 廣 田 貞 毅
信託大臣 廣 田 貞 毅

運輸通信省海運總局

裏面白紙

秘

船員動員令案要綱 (昭一八九六一)

第一 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七條)ニ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第四條ノ規定ニ基ク帝國臣民タル船員ノ徵用、國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク被徵用者ノ使用又ハ給與其ノ他ノ從業條件ニ關スル命令及國家總動員法第十三條ノ規定ニ基ク船員ノ衛生及教育訓練ニ關スル施設ノ管理ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本要綱ノ定ムル所ニ依ルモノトスルコト

第二 徵用ハ國家ノ要請ニ基キ帝國臣民タル船員ヲシテ緊要ナル船舶ノ運航又ハ船員ノ教育訓練ニ從事セシムル爲必要アル場合ニ之ヲ行フモノトスルコト

第三 運輸通信大臣ハ左ノ各號ニ掲グル者ヲ徵用スルコトヲ得ルモノトスルコト
一 總動員業務ヲ行フ官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム)以下同ジ)又

- ハ船舶所有者ノ使用スル船舶ニ乗組中ノ船員
- ニ 總動員業務ヲ行フ官衙又ハ船舶所有者ノ保有スル豫備員タル船員
- 三 船員職業能力申告令第二條ニ掲グル船員ニシテ前各號ニ掲グル以外ノ者

運輸通信大臣必要アリト認ムルトキハ陸海軍軍屬並ニ軍需會社法及國民徵用令ニ依ル被徵用者ト雖モ前項ニ該當スル者ハ之ヲ徵用シ得ルモノトスルコト

第四 徵用セラレタル船員ヲ應徵船員ト稱スルコト

第五 本要綱ニ依リ徵用スル者ハ命令ヲ以テ定ムル船舶又ハ船員ノ教育訓練施設ニ配置セラルルモノトスルコト

第六 運輸通信大臣徵用ノ必要アリト認ムルトキハ徵用令書ヲ發シ徵用セララルベキ者ニ之ヲ交付スベキモノトスルコト

但シ官衙ニ使用セララルル者ノ徵用ニ付テハ當該官衙ノ所管大臣ニ協議スベキモノトスルコト
官衙、船舶所有者又ハ教育訓練施設管理者（以下請入者ト稱ス）ハ徵用ニ依ル船員ノ配置ヲ必要トスルトキハ運輸通信大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベキモノトスルコト

第七 運輸通信大臣應徵船員ノ配置セララルル船舶若ハ教育訓練施設、請入者等ニ付變更ノ必要アリト認ムルトキハ徵用變更ヲ爲スベキモノトスルコト但シ官衙ニ使用セララルル者ニ付徵用變更ヲナサントスルトキハ當該官衙ノ所管大臣ニ協議スベキモノトスルコト
請入者應徵船員ノ配置セララルル船舶若ハ教育訓練施設、從事スル職務又ハ徵用ノ期間ニ付變更ヲ必要トスルトキハ運輸通信大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベキモノトスルコト

第八 運輸通信大臣徵用解除ノ必要アリト認ムルトキハ請求又ハ申請ヲ俟タズシテ徵用ノ解除ヲ爲スラ原則トスルコト但シ官衙ニ使用セララルル者ニ付徵用解除ヲ爲サントスル場合ニハ第七第一項但書ノ規定ヲ準用スルモノトスルコト

第九 應徵船員ハ運輸通信大臣ノ定ムル服務規律ニ従フベキモノトスルコト

第十 應徵船員總動員業務タル船舶ノ運航又ハ船員ノ教育訓練ニ従事スル場合ニ於テハ官衙ニ使用セララルル者ニ在リテハ當該官衙ノ長ノ指揮ヲ受ケ其ノ他ノ場合ニ在リテハ命令ノ定ムル所ニ依リテ爲ス請入者ノ指揮ニ従フベキモノトスルコト

第十一 應徵船員ノ表彰ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルモノトスルコト

第十二 應徵船員ニ對スル給料手當賞與其ノ他ノ給與ハ請入者之ヲ支給スルモノトスルコト
應徵船員ニ對スル給與等ニ關シ必要ナル事項ハ運輸通信大臣之ヲ定ムルコト但官衙ニ使用セララルル者ニ關シテハ命令ヲ以テ別ニ之ヲ定ムルモノトスルコト

第十三 應徵船員其ノ家族ノ危篤若ハ死亡ニ際シ請入者又ハ船長ノ許可ヲ受ケ一時歸郷スル場合及應徵船員ノ危篤又ハ死亡ニ際シ其ノ家族出頭スル場合ニ於テモ請入者ソノ旅費ヲ支給スルコトトシ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ運輸通信大臣之ヲ定メ官衙ニ使用セララルル者ニ關シテハ命令ヲ以テ別ニ之ヲ定ムルモノトスルコト

第十四 應徵船員其ノ家族ト世帯ヲ異ニスル至リタル場合其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テ本人又ハ家族ガ生活スルコト困難ナルトキニ於テモ命令ヲ定ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得ルモノトスルコト

第十五 前條ノ規定ニ依ル扶助ニ要シタル費用ハ請入者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ國庫ニ納入セシムルコトヲ得ルコト但シ請入者ガ國ナル場合ハ此ノ限ニ在ラザルモノトスルコト

第十六 應徵船員職務ニ從事中戰爭危險又ハ之ニ準スベキ危險ニ遭遇シ因リテ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ニ對シ一時金ヲ支給スルモノトスルコト

前項ノ遺族ノ範圍及順位ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルモノトシ支給スベキ一時金ハ全額國庫負擔トスルコト

第十七 運輸通信大臣ハ船舶所有者又ハ海事ニ關スル法人若ハ團體ニ屬スル船員ノ衛生及教育訓練ニ關スル施設ヲ管理スルコトヲ得ルモ

トスルコト

第十八 第三第一號及第二號ニ掲グル者ノ徵用ニ付テハ徵用令書、徵用變更令書及徵用解除令書並ニ其ノ交付ニ關シ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得ルモノトスルコト

第十九 本要綱及本要綱ニ基キテ發スル命令中船舶所有者ニ關スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテ船舶管理人ヲ置キタルトキハ船舶管理人ニ船舶貸借ノ場合ニ在リテハ船舶借入人ニ及戰時海運管理令ニ基ク船舶運營會ニ之ヲ適用スルモノトスルコト

第二十 運輸通信大臣ハ本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付内閣總理大臣ニ協議スベキモノトスルコト

第二十一 朝鮮總督、臺灣總督又ハ南洋羣島長官第十二、第十三、第二十

四及第十六ノ規定ニ依ル處分ヲ爲サントスルトキハ運輸通信大臣ニ協議スベキモノトスルコト

第二十二 本要綱ニ規定スルモノノ外本要綱ニ依ル徵用又ハ施設ノ管理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルモノトスルコト

第二十三 船員徵用令ハ之ヲ廢止シ戰時海運管理令中船員ノ徵用及船員ノ衛生及教育訓練施設ノ管理ニ關スル事項ハ之ヲ削除シ必要ナル事項ハ船員勳員令中ニ規定スルコト

- 第一 令第二條第四號及第五號ヲ左ノ如ク改メ同條第六號ニ「船員法第一條小型船舶乗組員手帳法第一條ノ船員ニ非ザル船員及總噸數三十噸未満ノ漁船乗組員並ニ當該船員タリシ者ニシテ六ヶ月以上ノ乗船履歴ヲ有シ年令六十才未満ノモノ」ヲ加フルコト
- 四 運輸通信大臣ノ指定スル船員養成施設ニ於テ其ノ課程ヲ修了シタル者ニシテ年令六十才未満ノモノ
- 五 船員法第一條小型船舶乗組員手帳法第一條ノ船員タリシ者ニシテ六月以上ノ乗船履歴ヲ有シ年令六十才未満ノモノ
- 第二 令第二條ノ二トシ船員及船員ヲ使用スル者（船員トシテ別ニ雇傭スル者アルトキハ雇傭スル者）ヲ船員職業能力ニ關スル事項ノ申告義務者トスル旨ノ規定ヲ設クルコト、但シ命令ヲ以テ定ムル申告義務者ハ運輸通信大臣必要ト認ムル場合ノ外申告ヲ要セザルモノトスルコト
- 第三 令第三條ヲ改メ運輸通信大臣必要アリト認ムルトキハ臨時ニ申告ヲ爲サシムルコトヲ得ルモノトスルコト

- 第四 令第四條中第一項第十一號及第二項ヲ削除スルコト
- 第五 令第五條ヲ改メ運輸通信大臣必要アリト認ムルトキハ令第三條ニ依ル申告ノ外申告義務者ノ全部又ハ一部ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ令第四條第一項ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ申告セシムルコトヲ得ルモノトスルコト
- 第六 令第六條ヲ改メ申告ヲ爲シ居ル船員令第六條ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ申告義務者ハ遲滞ナク前ニ申告ヲ爲シタル管海官廳ニ其ノ旨ヲ申告スベキモノトスルコト
- 第七 令第六條ノ二トシ同一ノ船員ニ付其ノ者及其ノ者ヲ使用スル者共ニ申告義務者タル場合ニ於ケル申告ハ申告義務者共同シテ之ヲ爲スベキ旨ノ規定ヲ設クルコト
- 第八 令第九條ヲ改メ陸海軍軍屬及國家總動員法ノ規定ニ依リ徵用中ノ者ニシテ船員動員令ノ規定ニ依リ徵用中ノ者以外ノ者ニハ船員職業能力申告令ヲ適用スルモノトスルコト
- 第九 令第十條ノ二トシ官廳ニ使用セララルル船員ハ當該官廳ヲ經由シ申告ヲ爲スベキ規定ヲ設クルコト

以上

秘

船員使用等統制令改正案要綱 (昭一九六、一)

第一 令第一條ニ船員ノ使用等統制ハ國家ニ緊要ナル船舶ノ運航ニ必要ナル船員ヲ確保スル爲ニスルモノナルコトヲ明確ニスルコト

第二 令七條ヲ改メ運輸通信大臣ノ指定スル船舶所有者ニ使用セラルル船員ノ解雇及退職ハ命令ノ定ムル所ニ依リ管海官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ザルモノトスルコト